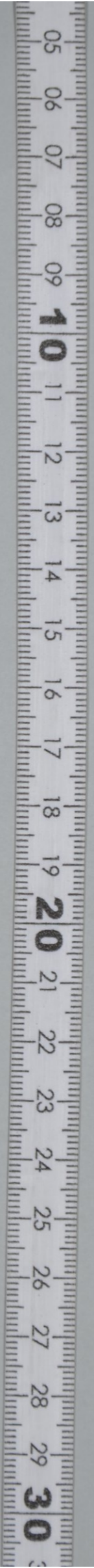


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

城南運送株式會社定款



城南運送株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ城南運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、運送及運送取扱營業

二、他ノ運送業者ノ代理店トナルコト

三、倉庫業

四、前各號ニ關聯スル一切ノ業務

第三條 當會社ノ資本金總額ヲ九萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ熊本縣下益城郡守富村三十丁百四十三番地ニ置キ支店ヲ熊本縣宇土郡不知火村御領七百五十八番地及ビ熊本縣下益城郡河江村川尻字中割三百六十番地ニ置ク尙必要ニ應ジ出張所又ハ集荷所ヲ設ク

第五條 當會社ノ公告ハ熊本市ニ於テ發行スル九州日日新聞紙ニ掲載ス

第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ一株ノ金額ヲ金五拾圓トシ其株數ヲ一千六百株ニ分ツ

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トス

第八條 當會社ノ株式ハ五十株券三十株券一株券ノ三種トス

第九條

株主ハ住所及印鑑ヲ會社ニ届ケ置クモノトス
氏名住所又ハ印鑑變更ノ場合又全ジ

第十條

當會社ノ株式ヲ讓渡又ハ入質スルトキハ取締役會ノ承認ヲ得ルモノトス
但シ裏書ニヨル株式ノ讓渡ハ之ヲ禁止ス

第十一條

當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ取得者ハ株券ノ裏面ニ署名捺印シ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ
株券ヲ添付シ名義書換ノ請求ヲナスモノトス相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ其事實
ヲ証明スヘキ書類ヲ添付シ名義書換ノ請求ヲナスモノトス

第十二條

株券ノ紛失又ハ滅失ニ因リ株券ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ除權判決ノ謄本又ハ抄本ヲ添へ請求スベシ
株券ヲ毀損シ又ハ種類ヲ變更スル爲メ株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ
株券ヲ添付シ新株券交付ノ請求ヲナスモノトス

第十三條

株式ノ名義書換及前二條ノ場合ニ於ケル新株券ノ交付ニ付テハ左ノ手数料ヲ徴收ス
一、株式名義書換 株券一枚ニ付 金貳拾錢
一、新株券發行 全 金五拾錢

第十四條

當會社ハ毎年四月一日ヨリ定時總會終決ノ當日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス
但臨時總會ノトキハ總會招集ノ通知ヲ發シタルトキヨリ總會終結日迄之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第十五條

當會社ノ定時總會ハ毎年四月之ヲ招集ス

第十六條

株主總會ノ招集ハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

社長ハ前項ノ規定ニ基キ總會ヲ招集ス

第十七條

總會ノ議長ハ取締役ノ内一名ニ當ル取締役差支ヘアルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第十八條

總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ク外出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ
議長ノ決スル處ニ依ル

第十九條

總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ノ行使ヲ妨グズ
株主ハ議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得

第二十條

但此場合ニ於テハ其委任狀ヲ當會社ニ提出スルモノトス
總會ニ於ケル議事ハ議事經過ノ要領及其結果ヲ議事録ニ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名捺
印シテ會社ニ保存ス

第四章 役員

第二十一條

總會ニ於テ株主中ヨリ取締役五名以內監査役三名以內ヲ選舉ス 尚顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第二十二條

取締役ハ取締役會ノ決議ニ基キ其所任株ノ内若干ヲ監査役ニ供托スルヲ要ス
前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ經タル後ニアラザレバ之ヲ返還セサ
ルモノトス

第二十三條

取締役ハ互選ヲ以テ社長一名ヲ選舉ス

第二十四條

社長ハ會社ヲ代表ス

第二十五條

取締役又ハ監査役中欠員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補欠選舉ヲ行フ
但法定員數ヲ欠ガザルトキハ次回ノ定時總會迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得

第廿六條

取締役及監査役ノ任期ハ二ケ年トス
但共ノ任期カ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會前ニ滿了スルトキハ總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス
ルモノトス

補欠選舉ニ依リ就任シタル取締役及監査役ノ任期ハ前任者ノ任期終了ノ日迄トス

取締役及監査役ハ再選スルコトヲ得

第廿七條

取締役及監査役ノ報酬ハ取締役會ニ於テ之ヲ定メ其總額ハ株主總會ノ決議ヲ以テ定ム

第五章 計 算

第廿八條

當會社ノ決算ハ一期トシ毎年四月一日ヨリ翌年三月卅一日迄トス

第廿九條

當會社ノ損益計算ハ每營業期ニ於ケル總收入金ヨリ一切ノ經費、損失及消却費ヲ控除シタルモノヲ利益トシ左
記ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ株主ニ配當ス

但内幾分ヲ別途積立金又ハ後期繰越金トナスコトヲ得

第一、利益金百分ノ五以上 法定積立金

第二、利益金百分ノ二十以内 役員賞與金

第三十條

株主配當金ハ毎年四月一日現在株主名簿ニ依リ之ヲ拂渡スモノトス

第卅一條

株主配當金ハ株主總會終了ノ日ヨリ三ケ年ヲ經過スルモ請求ナキトキハソノ請求權ヲ拋棄シタルモノト見做シ
當會社ノ收得トス